
令和 4 年度国民健康保険 運営協議会資料

令和 5 年 2 月

善通寺市

令和 4 年度国民健康保険運営協議会資料目次

(諮問事項)

善通寺市国民健康保険税の賦課限度額改正（案）について	1 頁
善通寺市出産育児一時金の支給額改定（案）について	5 頁

(その他)

令和 3 年度特別会計国民健康保険決算について	6 頁
令和 3 年度特定健康診査等の実績について	12 頁

(参考資料)

善通寺市国民健康保険運営協議会委員名簿	17 頁
善通寺市国民健康保険運営協議会規則	18 頁

令和 5 年度税制改正（国民健康保険税）について

○「令和 5 年度税制改正大綱（令和 4 年 12 月 23 日 閣議決定）」 一部抜粋

〈国民健康保険税〉

（８）国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 22 万円（現行：20 万円）に引き上げる。

（９）国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

① ５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を 29 万円（現行：28.5 万円）に引き上げる。

② ２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を 53.5 万円（現行：52 万円）に引き上げる。

※ 今後、国保税は総務省が政令を改正、国保料についても厚労省が政令を改正し、同様の見直しを実施する。
改正後の政令は、令和 5 年 4 月 1 日からの施行を予定している。

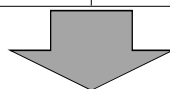
1. 賦課限度額の引き上げについて

(1) 改正内容

高齢者支援金等課税額 に係る課税限度額を **22万円（現行：20万円）**に引き上げる。

○令和4年度（改正前）

医療分（基礎課税） 【加入者全員】	後期高齢者支援分 【加入者全員】	介護分 【40～64歳の加入者】	合 計
650,000円	<u>200,000円</u>	170,000円	<u>1,020,000円</u>



○令和5年度（改正後）

650,000円	<u>220,000円</u>	170,000円	<u>1,040,000円</u>
----------	-----------------	----------	-------------------

(2) 改正の影響

※令和4年度当初賦課（6月末）時点での被保険者の状況で、それぞれの賦課限度額を適用し試算

支 援 令和4年度（改正前）		支 援 令和5年度（改正後）	
超過世帯数	23世帯	超過世帯数	15世帯
超過調定額	1,550,000円	超過調定額	1,170,000円

支 援 差 額 380,000 円 調定額は 380,000円 の増額 となる。

2. 軽減対象者の拡大について

(1) 改正内容

- ① 5割軽減の対象となる世帯の被保険者の数に乘すべき金額を **29 万円（現行：28.5 万円）** に引き上げる
- ② 2割軽減の対象となる世帯の被保険者の数に乘すべき金額を **53.5 万円（現行：52 万円）** に引き上げる

○令和 4 年度（改正前）

加入人数	7割	5割	2割
1人	43 万円	71.5 万円	95 万円
2人		100 万円	147 万円
3人		128.5 万円	199 万円
4人		157 万円	251 万円
5人		185.5 万円	303 万円

○令和 5 年度（改正後）

加入人数	7割	5割	2割
1人	43 万円	72 万円	96.5 万円
2人		101 万円	150 万円
3人		130 万円	203.5 万円
4人		159 万円	257 万円
5人		188 万円	310.5 万円

※世帯主及び同世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額等の合計が、上記の基準額以下の世帯について、均等割と平等割が軽減される

(2) 改正の影響

※令和 4 年度当初賦課（6月末）時点での被保険者の状況で、それぞれの軽減判定所得を適用し試算

令和 4 年度（改正前）		
2割軽減 (全世帯の約 12.0%)	均等(913 人)	5,941,200 円
	平等(580 世帯)	2,730,800 円
5割軽減 (全世帯の約 17.2%)	均等(1,296 人)	21,260,000 円
	平等(838 世帯)	9,836,000 円
7割軽減 (全世帯の約 38.6%)	均等(2,316 人)	49,851,900 円
	平等(1,876 世帯)	31,758,300 円
合計 (全世帯の約 67.8%)	4,525 人	121,378,200 円
	3,294 世帯	

令和 5 年度（改正後）		
2割軽減 (全世帯の約 12.1%)	均等(930 人)	6,058,800 円
	平等(589 世帯)	2,757,600 円
5割軽減 (全世帯の約 17.7%)	均等(1,325 人)	21,724,000 円
	平等(857 世帯)	10,077,500 円
7割軽減 (全世帯の約 38.6%)	均等(2,316 人)	49,851,900 円
	平等(1,876 世帯)	31,758,300 円
合計 (全世帯の約 68.4%)	4,571 人	122,228,100 円
	3,322 世帯	

軽減対象が **46 人（28 世帯）増加** し、
調定額は、 **849,900 円の減額** となる。

○参考資料

令和4年度 県内国民健康保険税率

	医療分（基礎課税）					支 援 分					介 護 分				
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
高松市	9.88		31,700	21,700	650,000	2.60		8,700	5,800	200,000	2.16		9,400	4,600	170,000
丸亀市	8.30		27,500	28,300	650,000	2.60		7,000	7,000	200,000	2.30		8,000	5,000	170,000
坂出市	8.80		28,000	28,000	650,000	2.70		8,300	7,000	200,000	2.40		9,000	5,500	170,000
善通寺市	8.10		30,000	26,000	650,000	2.20		8,000	6,000	200,000	2.30		9,000	7,000	170,000
観音寺市	8.70		27,000	28,000	650,000	2.40		7,200	4,500	200,000	1.00		6,200	4,000	170,000
土庄町	6.60	31.10	27,400	21,500	650,000	1.90	9.60	7,600	5,800	200,000	1.55	8.40	9,200	5,600	170,000
三木町	6.70		27,900	24,200	650,000	2.05		9,700	6,900	200,000	1.45		10,400	5,300	170,000
直島町	8.03	7.00	35,300	25,400	650,000	2.46	1.30	10,200	7,400	200,000	2.49	1.20	13,100	6,500	170,000
宇多津町	7.00		30,000	22,000	650,000	2.20		9,600	6,000	200,000	2.00		9,500	4,500	170,000
琴平町	8.15		33,400	23,200	650,000	2.03		8,400	5,800	200,000	1.89		10,100	4,900	170,000
多度津町	7.60		30,000	20,000	650,000	2.10		8,800	6,000	200,000	2.10		9,200	4,400	170,000
さぬき市	7.90		28,000	27,000	650,000	2.20		6,000	4,500	200,000	1.90		8,000	4,500	170,000
東かがわ市	8.20		28,000	23,600	650,000	2.50		8,000	7,000	200,000	2.00		9,000	4,900	170,000
三豊市	7.40		29,000	27,000	650,000	2.60		8,400	8,400	200,000	2.20		8,000	8,000	170,000
まんのう町	6.70		26,000	19,000	650,000	2.50		9,500	7,000	200,000	1.80		10,000	5,000	170,000
小豆島町	7.60	31.40	29,800	20,100	650,000	2.40	6.50	9,100	6,100	200,000	1.80	8.70	9,400	4,600	170,000
綾川町	7.50		28,000	24,000	650,000	2.40		10,000	7,000	200,000	2.30		10,000	6,000	170,000

※県内全市町が国の政令に基づく賦課限度額を適用

善通寺市国民健康保険条例の一部改正（出産育児一時金の支給額改定）について

国保に加入している方が出産した時に支給される出産育児一時金は、善通寺市国民健康保険条例で金額を定めています。その額は、他の保険との均衡を図るため、国の法令で定める金額に準拠しているところですが、令和4年12月15日に開催された社会保障審議会医療保険部会において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされました。

これに基づき、健康保険法施行令等の一部改正が行われことに伴い、善通寺市国民健康保険条例においても、上記改正に準拠すべく出産育児一時金の支給額を改正します。

現 行

<u>合計 42万円</u>
基本額：40万8千円
産科医療補償制度掛金：1万2千円

改正後

<u>合計 50万円</u>
基本額：48万8千円
産科医療補償制度掛金：1万2千円



なお、実施予定時期は令和5年4月1日以降の出産からとなります。

条例の一部改正は、3月議会において議案提出する予定です。

令和３年度特別会計国民健康保険決算状況について

(歳 入)

(単位 : 円 %)

予算名称	令和３年度	令和２年度	対前年比較	
			増減額	伸び率 (%)
１ 国民健康保険税	582,924,044	595,688,569	△ 12,764,525	△ 2.14
２ 使用料及び手数料	262,300	284,100	△ 21,800	△ 7.67
３ 国庫支出金	2,287,000	2,622,000	△ 335,000	△ 12.78
６ 県支出金	2,772,948,034	2,510,863,492	262,084,542	10.44
７ 諸収入	12,003,898	12,532,713	△ 528,815	△ 4.22
８ 繰入金	284,068,830	279,748,516	4,320,314	1.54
10 繰越金	96,753,795	53,476,944	43,276,851	80.93
歳入合計	3,751,247,901	3,455,216,334	296,031,567	8.57

(歳 出)

(単位 : 円 %)

予算名称	令和3年度	令和2年度	対前年比較	
			増減額	伸び率 (%)
1 総務費	36,058,583	25,059,877	10,998,706	43.89
2 保険給付費	2,717,098,916	2,445,246,463	271,852,453	11.12
3 国民健康保険事業費納付金	815,534,022	866,589,342	△ 51,055,320	△ 5.89
4 共同事業拠出金	53	450	△ 397	△ 88.22
5 保健事業費	22,803,055	20,397,407	2,405,648	11.79
7 諸支出金	5,549,700	1,169,000	4,380,700	374.74
8 基金積立金	83,296,000	0	83,296,000	皆増
歳出合計	3,680,340,329	3,358,462,539	321,877,790	9.58
収支差引額	70,907,572	96,753,795	△ 25,846,223	

令和3年度特別会計国民健康保険の決算状況について

歳入

1 国民健康保険税 5億8,292万4,044円

前年度と比較すると1,276万4,525円減少しています。

世帯数と加入者数、税の収納率の減少によるものです。

世帯数（年度平均）	令和2年度	4,164世帯	令和3年度	4,135世帯
加入者数（年度平均）	令和2年度	6,733人	令和3年度	6,191人
収納率（現年度）	令和2年度	94.85%	令和3年度	94.60%

2 使用料及び手数料 26万2,300円

国保税を滞納した方に対する督促に係る手数料収入です。

3 国庫支出金 228万7,000円

新型コロナウイルス感染症を理由とする保険税減免分に対する国庫補助金です。

6 県支出金 27億7,294万8,034円

前年度と比較すると2億6,208万4,542円増加しています。

市が負担した医療費に対する県の交付金が、医療費の増加に伴い、

増額になったためです。

7 諸収入 1, 200万3, 898円

第三者納付金（交通事故等によって怪我した際に国保を使って治療した場合の加害者からの損害賠償金）や返納金（国保の資格喪失後に、国保の保険証を使用して病院等の診療や処方を受けた場合などに生じる返還金）、国民健康保険税の延滞金が計上されています。前年度と比較すると52万8, 815円減少しました。

8 繰入金 2億8, 406万8, 830円

一般会計から特別会計国民健康保険に繰入れるものです。

前年度と比較すると432万314円増加しました。

10 繰越金 9, 675万3, 795円

令和2年度が黒字決算となったため、令和3年度に繰り越したものです。

歳入合計は、37億5, 124万7, 901円です。

歳出

1 総務費 3, 605万8, 583円

国民健康保険事業に係るシステム関係経費などの事務経費が主なものとなります。

2 保険給付費 27億1, 709万8, 916円

前年度と比較すると2億7, 185万2, 453円増加しています。

医療費総額は、人口減少に伴う国保加入者の減少によって、減少傾向ですが、高齢者の割合が増加しているため、1人当たりの医療費は増加傾向にありました。しかし、令和3年度においては、コロナによる受診控えの反動により、医療費総額が大幅増となりました。

1人当たり年間医療費

令和2年度 446, 477円

令和3年度 502, 500円

3 国民健康保険事業費納付金 8億1, 553万4, 022円

県の交付金の財源に充てるため、各市町が納付するものです。

前年度と比較すると240万5, 648円増加しました。

4 共同事業拠出金 53円

県内の市町が共同で行なっている退職被保険者リスト作成の事業費に対する拠出金です。

5 保健事業費 2, 280万3, 055円

240万5, 648円増加しています。

特定健診受診勧奨業務委託料の増加によるものです。

7 諸支出金 554万9, 700円

前年度と比較すると438万700円増加しています。これは令和3年度からマイナンバーを活用し、国保離脱手続きができていない社保加入者に案内を促すことができるようになったことから、国民健康保険税還付金が大幅増になったことが主な要因です。

8 基金積立金 8, 329万6, 000円

国保会計が黒字に転換後、前年度繰越金が累積していたため、国民健康保険事業財政調整基金に積み立てました。

歳出合計は、36億8, 034万329円です。

令和3年度の収支は、7, 090万7, 572円の黒字です。

令和3年度保健事業（特定健康診査等）について

1. 令和3年度特定健康診査（以下、特定健診）実績

(1) 善通寺市の受診率

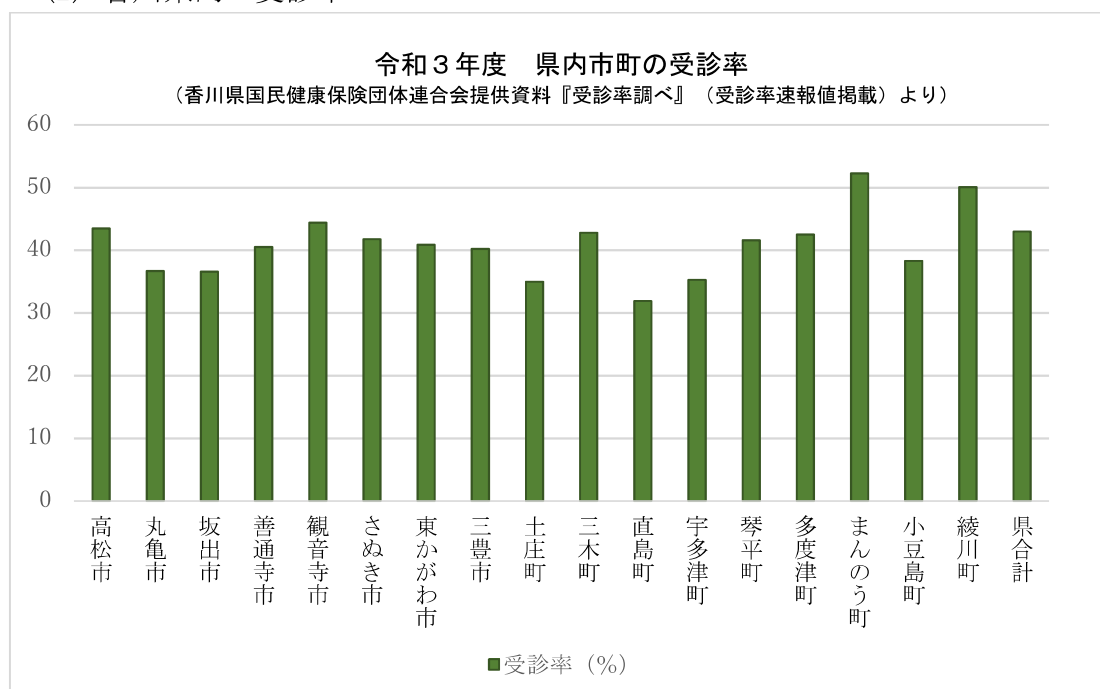
男性 2, 159人（767人）、35.5%

女性 2, 364人（1, 065人）、45.1%

合計 4, 523人（1, 832人）、40.5%

（資料『特定健診・特定保健指導実施結果総括票（令和3年度）』より）

(2) 香川県内の受診率



香川県における令和3年度特定健診平均受診率は43.0%である。善通寺市は県内11位で、前年度と比較した場合、受診率は上昇している。県内市町の受診率は一部低下が見られるものの、前年度から概ね増加傾向にある。

2. 特定健診未受診者勧奨事業

(1) 令和3年度

令和3年度特定健診未受診者勧奨は、業者に委託のうえ実施した。対象者選定・グループ分けの後、通知及び電話による受診勧奨を行った。

※勧奨対象者の上限を定めた理由について

本来、対象者全員に通知すべきところであるが、費用対効果の観点から、より効果の高い層に勧奨することとして、上限を定め実施した。

<通知による受診勧奨：対象者選定方法>

- ①年度末年齢……若いものを優先（４０、４１、４２…）
 - ②国保加入年数…浅いものを優先（不明、３年未満、３年以上５年未満…）
 - ③過去５年間の受診回数…少ない者を優先（０、１、２…）
 - ④過去５年間の最終受診年度…新しい者を優先（Ｒ２、Ｒ１、Ｈ３０…）
- ⇒優先順位付けを行ったうえで上位２，０００名を以下の３グループに分け、
受診勧奨を実施。

- A．隔年受診（過去５年間の受診回数が１～４回） → ６１２件
- B．受診歴がなく、生活習慣病での医科受診なし → ７３０件
- C．受診歴がなく、生活習慣病での医科受診あり → ６５８件

<結果>

	対象者	受診者	受診割合
A	６１２人	２７９人	４５．６％
B	７３０人	４５人	６．２％
C	６５８人	４２人	６．４％
全体	２，０００人	３６６人	１８．３％

（特定健診等データ管理システム『令和３年度特定健診結果等情報作成抽出（全健診結果情報（横展開））ファイル』より通知送付後の受診者を特定して計上）

<電話による受診勧奨：対象者選定方法>

通知による受診勧奨対象者を除き、電話番号が判明した者のうち

- ①若年者を優先
 - ②国保加入３年未満で、加入理由が社保離脱の者
- ⇒優先順位付けを行ったうえで上位９３４名へ受診勧奨を実施。

<結果>

	対象者	受診者	受診割合
電話	９３４人	２４９人	２６．７％

（特定健診等データ管理システム『令和３年度特定健診結果等情報作成抽出（全健診結果情報（横展開））ファイル』より通知送付後の受診者を特定して計上）

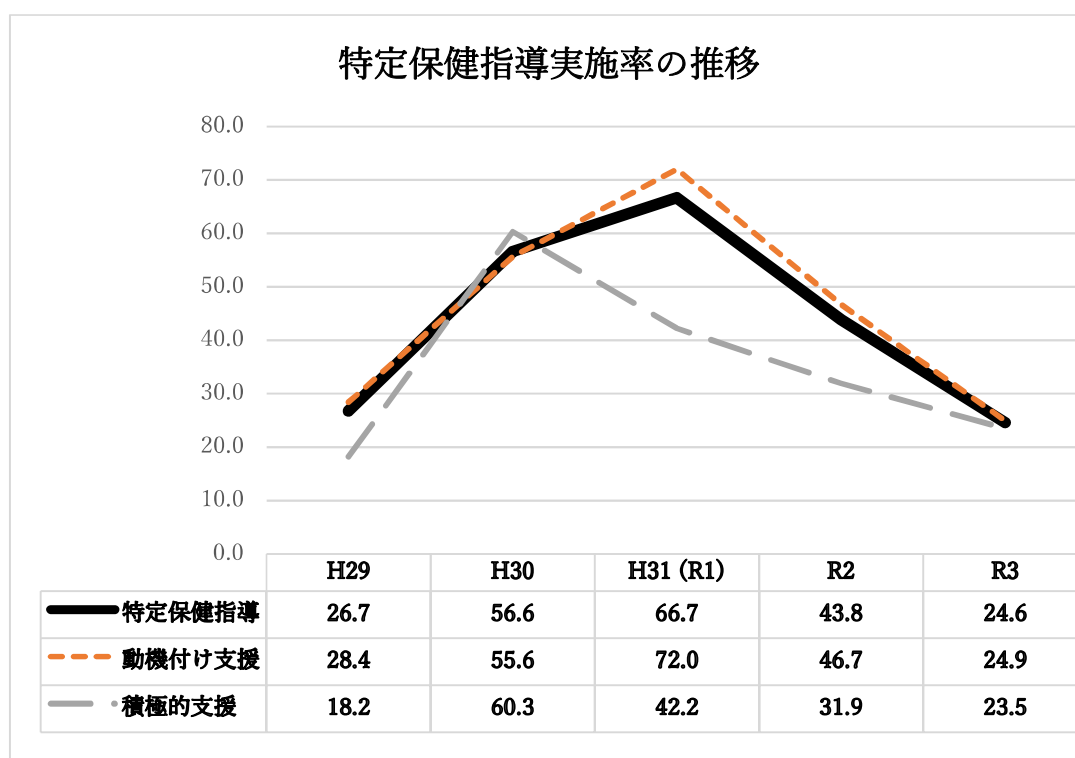
また、検診会場における受診勧奨ポスターの掲示を行ったほか、令和４年度に特定健診の対象となる者に対し、通知による周知啓発を令和４年１月に実施した。

(2) 令和4年度

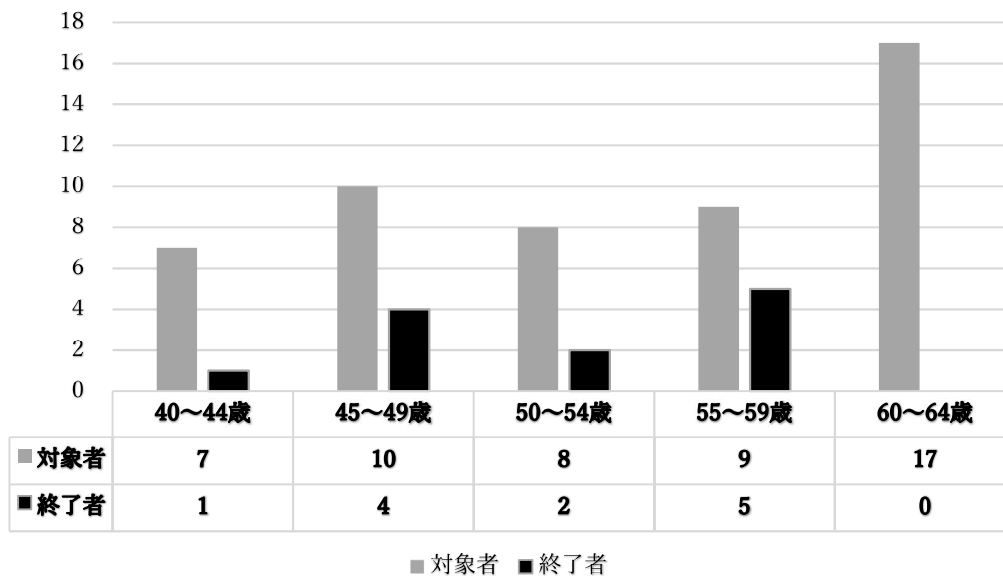
令和4年度は、通知による勧奨と電話による勧奨の業者委託を継続し、受診率を向上のため受診勧奨を実施した。また、令和5年度に特定健診の対象となる者に対し、通知による周知啓発を実施した。

3. 特定保健指導実績

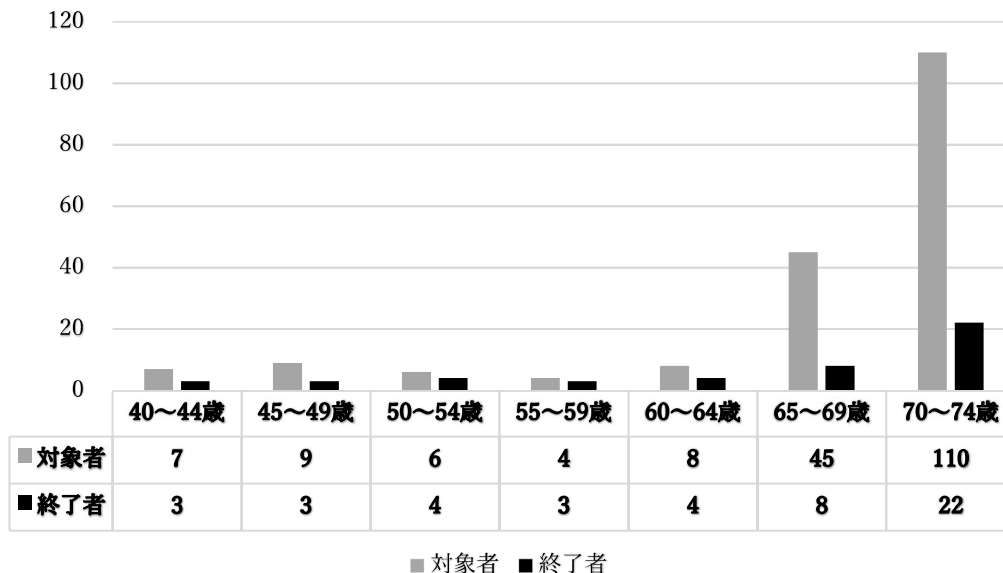
市が保健指導の案内・指導を直接行う直接方式と、人間ドック実施医療機関2施設に委託し実施する委託方式を併用して実施した。



R3年度特定保健指導対象者数と
終了者数(積極的支援)



R3年度特定保健指導対象者数と
終了者数(動機付け支援)



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年と同じ形態での特定保健指導の実施は難しく、保健指導率は24.6%まで低下している。しかし、新しい生

活下における感染拡大防止策に十分に留意しつつ、保健師による訪問等を実施している。第3期特定健康診査等実施計画の最終目標60％達成のため、訪問、電話、手紙等による保健指導を継続し、保健指導率を向上させることを目標とする。

善通寺市国民健康保険運営協議会委員

区 分	氏 名
被保険者を代表する委員	わたなべ まさてる 渡邊 公照
	さなぎ ちえみ 佐柳 智恵美
	ふじた さとし 藤田 諭史
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	ふじさわ たかお 藤澤 孝男
	たか お りょうすけ 高尾 亮輔
	かがわ とし ひろ 香川 宗寛
公益を代表する委員	たかばたけ みつひろ 高畑 光宏
	おおにし みのる 大西 稔
	やまね あきこ 山根 昭子

任期 自 令和4年11月1日

至 令和7年10月31日

善通寺市国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、善通寺市国民健康保険条例（昭和34年善通寺市条例第9号。以下「条例」という。）第3条の規定による善通寺市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、法令及び条例によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の職務)

第2条 協議会は、国民健康保険事業の運営に関する次の事項を審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 給付期間に関する事項
- (4) 保険給付の種類及び内容の変更にに関する事項
- (5) 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- (6) その他重要な事項

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が次の事項に該当した場合においては、市長は速やかに人選の上、これを委嘱しなければならない。

ア 死亡したとき。

イ 任期が満了したとき。

ウ 委員自ら辞任したとき。

(会長)

第4条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、次の場合その都度開かなければならない。

- (1) 市長から諮問があつた場合
- (2) 被保険者又はその他の利害関係者から国民健康保険事業について意見の開陳があつた場合
- (3) その他会長が必要と認めたとき又は全委員の半数以上の要求があつた場合

第6条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長が未決定の場合は、市長が招集することができる。

第7条 協議会は、条例第2条各号に掲げる定員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

(協議会の運営)

第8条 協議会の議長は、会長が当たる。

2 議長に事故があるときは、第4条第2項の規定に基づき選出された者がその職務を代行する。

(職員)

第9条 協議会に、書記1人を置く。

2 書記は、市長が任免する。

3 書記は、会長の指揮を受けて庶務に従事する。

(資料の要求)

第10条 会長は、職務執行上必要な資料を市長に対し要求することができる。

(利害関係人等の出席)

第11条 会長は、利害関係人及び参考人として、協議会に関係者の出席を求めることができる。

2 前項の規定にかかわらず利害関係人から協議会に出席を申出た場合は、出席委員の半数以上の同意によりその出席を許可することができる。

第12条 前条の出席者は、会長（議長）の指示があつた場合は退場しなければならない。

（会議録）

第13条 協議会は、会議録を備え必要な事項を記録しなければならない。

（協議会の状況報告）

第14条 会長は、毎年1回協議会の状況を市長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、会議録をもつてこれに代えることができる。

（委員等の報酬）

第15条 協議会の委員には、善通寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和40年善通寺市条例第30号）で定めるところにより、報酬及び費用弁償としての旅費を支給する。

（委任）

第16条 協議会の会議に関する事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日規則第12号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日規則第22号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月9日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第14号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に善通寺市国民健康保険運営協議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。